

千葉県魅力ある建設事業推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 活力と魅力ある建設業の実現にむけて、建設業のイメージアップに関する施策を検討、実施するため、千葉県魅力ある建設事業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会の行う事業は次のとおりとする。

- (1) 建設業のイメージアップに関する方策の検討及び実施
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 協議会は、別表1及び別表2の委員をもって組織する。

2 会長は、学識経験者の中から選出し、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、千葉県県土整備部災害・建設業担当部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は会長が招集し、議長を務める。

(関係機関の出席)

第5条 会長は必要に応じ、議案に関係する者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第6条 専門の事項を調査、検討させるため、協議会に専門委員会を設置することができる。

(監事)

第7条 協議会に監事を置く。

2 監事は、協議会の会計を監査する。

3 監事は、一般社団法人千葉県建設業協会専務理事及び東日本建設業保証株式会社千葉支店次長の職にある者とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉県県土整備部建設・不動産課に置く。

2 事務局長は、千葉県県土整備部建設・不動産課長をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成4年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月28日から施行する。

附則
この要綱は、平成8年5月14日から施行する。

附則
この要綱は、平成9年5月22日から施行する。

附則
この要綱は、平成10年5月14日から施行する。

附則
この要綱は、平成12年4月21日から施行する。

附則
この要綱は、平成13年5月 2日から施行する。

附則
この要綱は、平成15年4月30日から施行する。

附則
この要綱は、平成16年4月19日から施行する。

附則
この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附則
この要綱は、平成19年5月28日から施行する。

附則
この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附則
この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附則
この要綱は、平成23年6月 3日から施行する。

附則
この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

附則
この要綱は、平成24年7月23日から施行する。

附則
この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附則
この要綱は、平成27年6月 1日から施行する。

附則
この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

(別表1)

学 識 経 験 者	内海 秀幸 千葉工業大学工学部教授 畔柳 昭雄 日本大学理工学部教授 越川 世伊子 (一社) 千葉県建築士会監事
-----------------------	--

(別表2)

行 政 関 係 者	国土交通省千葉国道事務所長 千葉市建設局長 千葉県県土整備部災害・建設業担当部長
-----------------------	--

<p>建設業団体関係者</p>	<p>(一社) 千葉県建設業協会 (一社) 千葉県電業協会 (一社) 千葉県空調衛生工事業協会 (一社) 千葉県塗装工業会 (一社) 千葉県造園緑化協会 (一社) 千葉県道路舗装協会 (一社) 千葉県鳶工業会 (一社) 千葉県上下水道インフラ整備協会 千葉県建設産業団体連合会 (一社) 日本建設業連合会関東支部CCI千葉県委員 東日本建設業保証(株)千葉支店長</p>
<p>報道関係者</p>	<p>千葉テレビ放送(株)編成局長 (株)千葉日報社編集局長 (株)日刊建設タイムズ社編集課長</p>